

令和3年度 第2回 滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和4年1月31日（月）

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県大津合同庁舎3A会議室

（オンライン同時開催）

1 開会・あいさつ

2 議事

（1）第1回の協議事項について

- ・切れ目のない支援体制の構築について

個別の教育支援計画の利活用の推進についての取組

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて

副籍（副次的な学籍）制度化に向けての取組

（2）滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）について

定着期の成果と課題を踏まえて、拡大期の取組について

3 閉会

〈配付資料〉

委員名簿

資料1 個別の教育支援計画の活用による切れ目のない支援体制の構築に向けて

資料2 「地域で学ぶ」支援体制強化事業「副次的な学籍」に関する研究

資料3-1 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期、定着期の進捗確認について

資料3-2 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期、定着期の進捗確認に係る主な取組の進捗状況について

資料3-3 導入期・定着期における課題と拡大期における取組の重点

参考資料 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）ロードマップ

令和3年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿(敬称略 順不同)

区 分	氏 名	所 属 等
医 師	宇野 正 章	滋賀県医師会:小児科医
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	福田 正 悟	滋賀県医師会:学校医
学識経験者	渡部 雅 之	滋賀大学教育学部教授 副学長
	磯部 美 也 子	奈良大学社会学部教授
	柴田 有 加里	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター所長)
教育機関の 職員	左谷 光 夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	宮崎 ナオユ子	特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長)
	北村 昭 夫	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立野洲養護学校長)
	尾代 恵 子	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)
	中川 孝 子	特別支援学校教職員:知的障害 (県立長浜北星高等養護学校長)
	丸田 尚 志	県特別支援教育研究会会長 (守山市立明富中学校長)
	磯田 典 利	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会会長)
	菊池 ハルコ	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	宮城 智 美	幼稚園等教職員 (大津市立大津幼稚園長)
	北川 幹 芳	県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長)
	甲津 千 秋	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
県の職員	酒見 純	県健康医療福祉部障害福祉課長
	西村 美	県中央子ども家庭相談センター所長
	岩田 俊 幸	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和2年6月22日～令和4年6月21日)

個別の教育支援計画活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて

	課題や意見等	取組および今後の方向性
作成に関わって	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱い(保護者の同意) ・作成にかかる負担軽減 <p>【第1回 主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の作成の基準はどうか。学校時代に環境へ過剰適応しているだけで、年齢が上がり2次的な障害が見られるケースもあり、大丈夫だと思われていても配慮が必要な子どもがいる可能性がある。 ・支援が必要な子どもの把握については、乳幼児健診から始まる。そこから園や学校へと相談会を経ながら切れ目ない支援につなげている。保護者は小さいころから高校や就労を見据えている。 ・校内支援委員会等で要となって進めるのは特別支援教育コーディネーター。研修で専門性の向上をねらい実施している。令和3年度から小中学校特別支援教育コーディネーターの研修も県で開始。管理職や市町教育委員会の方に特別支援教育の要との認識を持っていただくことを意識して研修を実施。 ・個別の教育支援計画等の作成など、現場の教師の負担は大きい。利活用は重要であるが、実行する人的資源や時間的なハードルなどがある。ICT を活用し、事務作業の軽減と県と市町、学校種の壁を越えて利用できればよい。(プラットフォームやフォーマットが統一できればよい。) ・福祉関係者を作成にどう巻きこみ連携していくか。教育委員会と福祉部局の連携のための窓口を示すことも効果的である。協力したい。 ・作成することが当たり前となってきた現状は良い。しかし、作成されたものには差がある。校内で、作成された個別の教育支援計画等に対して、その妥当性のチェックや、管理職や特別支援教育コーディネーターの先生からの助言があれば改善や質の向上が望めるのでは。 ・個別の教育支援計画等の様式は市町によってばらつきがある。受け取る高校も苦労があると思う。県で統一様式のような形になれば、教職員の異動があり他市町から来てても対応できる。就労等社会に出た場合も活用されるのではないか。 	<p>○市町教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町特別支援教育担当者協議会(年3回)における個別の教育支援計画等の状況や課題・取組等についての情報共有 <p>○県および国作成資料等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考様式 ・作成基準や作成手順、アセスメントや支援内容、評価等の情報提供 <p>○教職員の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町および県 ・作成の重要性、作成のポイントおよび保護者や関係機関との連携等などの理解促進
活用について	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用例等について、教職員への一層の周知等が必要 <p>【第1回 主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の障害者施策推進協議会の中で、委員から保護者や、福祉、医療支援者なども関わって作成をして、一緒に活用できる仕組みをぜひともお願いをしたいという意見が上がっている。利活用についての具体的な取組をお願いしたい。 ・個別の教育支援計画等は保護者に開示されている前提であるが、実際は作成率より低く感じる。また個別の指導計画や教育支援計画と、支援の実態との乖離が課題。目標数値を作成率から他の目標にシフトしていくことが大事。 ・個別の教育支援計画等の作成など、現場の教師の負担は大きい。利活用は重要であるが、作成する人的資源や時間的なハードルなどがある。ICT を活用し、事務作業の軽減と県と市町、学校種の壁を越えて利用できればよい。(プラットフォームやフォーマットが統一できればよい。)(再掲) ・個別の教育支援計画等の様式は市町によってばらつきがある。受け取る高校も苦労があると思う。県で統一様式のような形になれば、教職員の異動があり他市町から来てても対応できる。就労等社会に出た場合も活用されるのではないか。(再掲) 	<p>○市町との共同研究等</p> <p>○市町教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の「個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援の好事例」の共有 <p>○教職員の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町および県 ・保護者との個別の教育支援計画等の内容の確認(チェック項目など) <p>○個別の教育支援計画等の活用状況の把握および新たな目安</p> <ul style="list-style-type: none"> →作成率は令和5年度までの指標として継続 現段階の実態把握や新たな目安の検討
教育と福祉の連携	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関における担当窓口の明確化(顔の見える関係づくり) ・連携のための時間と場の設定→体制づくり ・事業所や福祉サービス等についての学校や保護者の認知不足 <p>【第1回 主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組の開始について、好事例を収集。市町の窓口を示すことで、県立学校から連携がスムーズになったと聞いている。 ・福祉関係者を作成にどう巻きこみ連携していくか。教育委員会と福祉部局の連携のための窓口を示すことも効果的である。協力したい。(再掲) ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修での福祉関係機関等との連携の場の設定を今年度開始した小中学校特別支援教育コーディネーター研修でも実施予定。つながりを目指した研修を計画。 ・特別支援学級入級や福祉サービスの利用に関して、個別の教育支援計画等を利用し教育的な判断によって行うことが良い。 ・個別の教育支援計画等での支援を実施した上で、さらに支援が必要というケースに関わっていくのが児童相談所と捉えている。課題があるケースについては、一生懸命取り組ませていただくが、協力的な体制で連携しながらやっていきたい。 	<p>○学校の教職員等への障害のある児童生徒に係る福祉制度等の研修の実施や福祉関係者との関係づくりの場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・小中学校特別支援教育コーディネーター研修の実施 障害福祉課担当による福祉制度の研修 小中学校と市町発達支援センターとの連携紹介 市町関係機関や福祉関係機関との連携の場 一県障害福祉課作成の「発達障害のある人の支援をつなぐ好事例」を活用し、各市町のライフステージごとの支援機関やそれぞれの役割等について情報交換 <p>○連携のための関係機関窓口の明確化(福祉部局との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県関係機関 ・市町関係機関

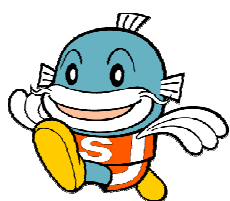
インクルーシブ教育システムの理念の構築を目指した多様で柔軟な学びの場の整備

一人ひとりが輝く 副籍制度

(副次的な学籍)

～共生社会の実現を目指して～

第2回特別支援教育支援委員会



滋賀県イメージキャラクター
「キャッフィー」

令和4年1月31日(月)
滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



第1回特別支援教育支援委員会でいただいた御意見(抜粋)

①市町と共生社会の実現の理念を共有して、連携を進めていただきたい。また、「副次的な学籍」という名称についても、共生社会の理念に沿って工夫できないか。

②子どもの障害の状況等によって保護者の負担に差が出るような制度は好ましくない。例えば医療的ケアが必要なお子さんには保護者の付添いではなく看護師の派遣を可能にするなどの対応ができるような制度になるとよい。

③大変よい取組なので、中学校でも是非取り組んでみたいと思った。しかし、年齢が上がるにつれて、教育課程のすり合わせは難しくなるし、教科担任制のために小学校以上に指導体制を整えるのが難しくなる。まずは、小学校・小学部間で取り組み始め、中学校に広げるための方策を並行して考えていく方法もある。

④保護者の願いや思いを十分にくみ取りつつ、子どもの障害の状況や特性を踏まえた無理のない計画を立てることが大切。視覚障害や聴覚障害、肢体不自由のお子さんは、特別支援学校の専門性に対するニーズが比較的高く、小中学校に在籍されている数もそれほど多くない。例えば障害種別を限定して試行的に始めるのも一つの方法だと考える。

⑤研究の内容が素晴らしいのは間違いないが、新たに事業を始めようとする先生方への負担が増えてしまうことにならないか心配である。先生方の負担が少なく取り組んでいける内容にしてほしい。

⑥共生社会の実現に向けた取組の理念は素晴らしいと感じた。当事者である障害のあるお子さんたちの、この取組に対する意見や気持ち、意思を大切にしながら進めていってほしい。

副籍（副次的な学籍）の制度化

現状と課題

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高い。（R2 特別支援学校在籍数割合 … 全国：0.80% 本県：1.03%）
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

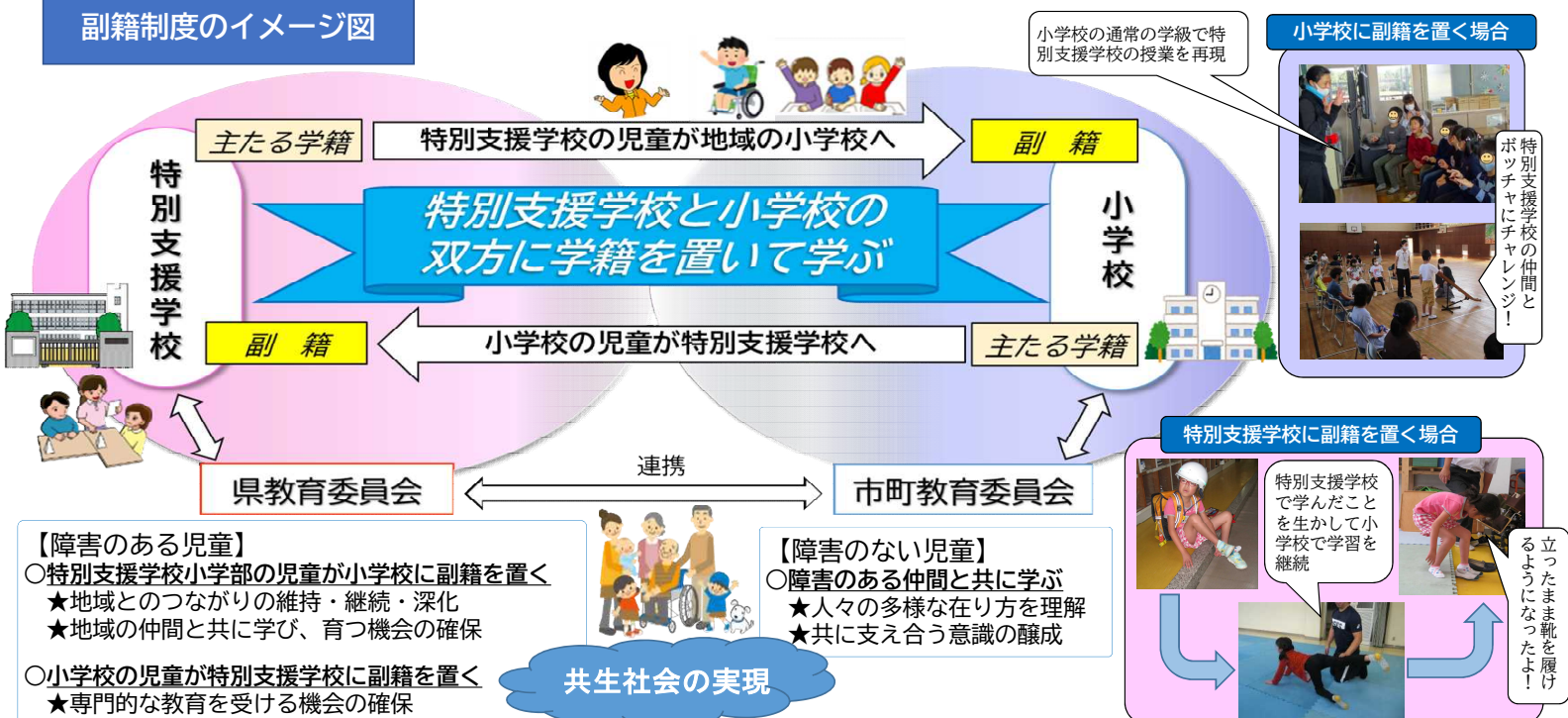
制度の目的

障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するために、新たな仕組み「副籍制度」を創設し共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築を目指す。

3

本県における副籍制度の概要

副籍制度のイメージ図



副籍制度の意義と目的

共生社会の実現

副籍によって、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことで、様々な力をもつすべての児童が、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指す。

障害のある児童にとって

個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択することができるとともに、副籍校で様々な人々と共に助け合って生きていく力を養うことで、積極的な社会参加につながる。

障害のない児童にとって

同世代の障害のある児童と共に学ぶことで、自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。

教職員や保護者にとって

双方の児童だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まる。また、教職員が、保護者の思いやそれぞれの専門性に触れることで、特別支援教育に対する意識や指導力の向上につながる。

副籍制度の形態

ア 県立特別支援学校に在籍する児童が小学校に副籍を置く場合

- ◆ 小学校では、原則、通常の学級に副籍を置くこととします。ただし、対象児童の実態に応じて、通常の学級で交流授業を行う前段階として特別支援学級で活動することは可能です。
- ◆ これまで小学部・小学校で取り組まれてきた居住地校交流は、原則、副籍による交流授業に移行することになります。

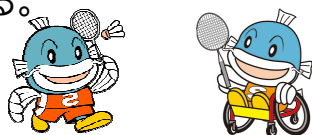
県立特別支援学校小学部に在籍する児童が、居住地域とのつながりの維持・継続・深化を図り、障害のある児童と障害のない児童が共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置くことができる。



副籍制度の形態

イ 小学校に在籍する児童が県立特別支援学校に副籍を置く場合（試行）

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件（学校教育法施行令第22条の3）に示された視覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区分を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確保するために、必要に応じて県立特別支援学校に副籍を置くことができる。



◆ 特別支援学校に副籍を置く場合については、保護者の送迎等の負担や小学校の指導体制の課題があり、対象を絞った限定的な形から始めます。

7

居住地校交流との違い

【居住地校交流】

- 特別支援学校小中学部在籍の児童生徒で、保護者が居住地校での交流を希望する者について、当該学校間で負担のない範囲で交流を行う。
- 取組方法や手続き、教育課程の位置付け等は学校の方針によるため、県内で統一した指針はなく組織的な取組にはなっていない。



【副籍による交流及び共同学習】

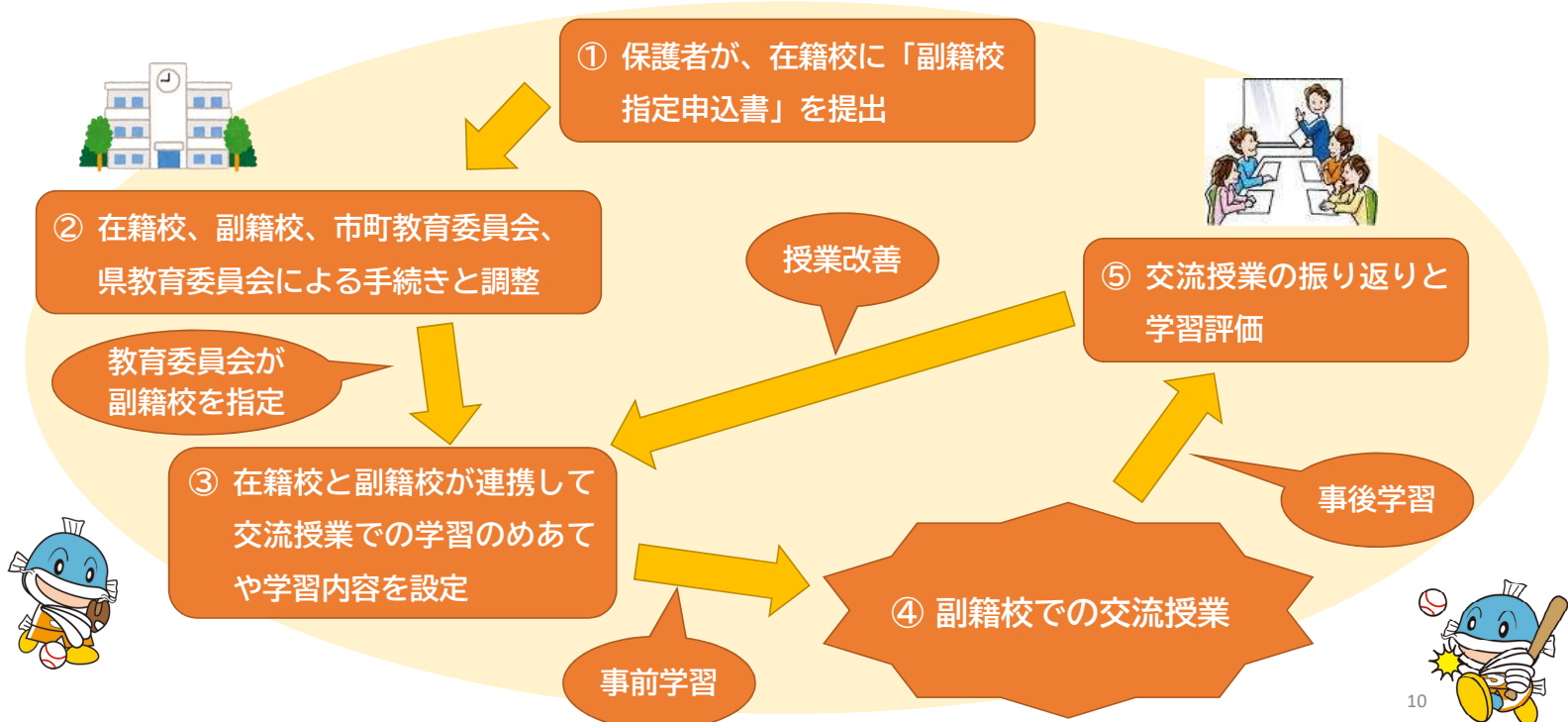
- 副籍を置く手続きを教育委員会が整備し実施することで、学校間の単なる交流ではなく、地域とのつながりを維持・継続・深化させるための仕組みを組織的に構築する。
- 各校が、副籍による交流及び共同学習を教育課程に位置付け、当該学校間のさらなる連携の下、より主体的・組織的に実施する。
- 副籍の組織的かつ円滑な実施について、教育委員会が手続きを整備する。

8

副籍による交流授業等の進め方

- 在籍校は、副籍校の指定に係る手続きを進めるとともに、対象児童および保護者の教育的ニーズを的確に把握し、**副籍校と連携して交流授業等の内容を設定**する。
- 交流授業等の内容は、障害のある子どもが、**授業内容を理解でき**、学習活動に**参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごし**つつ、**生きる力を身に付けている**かどうかという本質的な視点に立って考える。
- 在籍校と副籍校が、双方の学校だよりや学級だより、作品、プロフィール、手紙、ビデオの交換などを通じて交流を行う「**間接交流**」も考えられる。
- Web会議システム等を利用した遠隔授業を取り入れるなど、**ICT機器を活用した交流授業を行うことは、副籍の取組を充実させる方法のひとつ**であるとともに、対象児童をはじめ保護者や教員の**負担を軽減することにもつながる**。

副籍校での交流授業までの流れ（イメージ図）



副籍による交流授業の実際

交流授業の回数

回数や時間についての決まりはない。児童や学校の実情に合わせて設定する。児童はもとより、保護者や学校の負担のない範囲で実施することが大切である。直接ふれあう交流だけでなく、ICTを活用するなどして負担の少ない方法を織り交ぜることで、息の長い継続した取組にしていきたい。

送迎・引率・付添い

副籍校までの送迎は、保護者で行っていただくが、副籍校での引率は、原則、在籍校の教員が行う。しかし、在籍校の指導体制から、引率できる回数は限られてくる場合があり、保護者に付添いをお願いすることがある。ただし、その際は、事前に当日の学習内容等の計画について、在籍校から丁寧に説明するなど保護者の了解の上で行う。

11

副籍による交流授業の実際

副籍の取扱い

法令上は二重に学籍をもつことはできない。そのため、副籍校の名簿等に名前が記載されるわけではないが、副籍校は、対象児童のための机や椅子、ロッカー、下駄箱など、学級の一員として迎える準備を行う。なお、副籍校の交流授業に参加した日は、在籍校における出席の扱いになり、在籍校の授業として取り扱う。

医療的ケアが必要な児童への対応

副籍の対象となる児童のうち、医療的ケアが必要な児童も副籍制度の対象。副籍校での交流授業は、主治医等の指導助言の下で安全に実施する必要があるため、保護者を交えた綿密な打合せを行う。なお、副籍校への看護師の派遣について、在籍校を所管する教育委員会が計画的に対応する。

12

制度化に向けた取組

- 副籍ガイドブック（指導資料）の作成
- 保護者向けリーフレットの作成
- 実践事例の蓄積
- 副籍研究協議会等の開催（制度周知・実践発表等）



滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期、定着期の進捗確認について

基本的な考え方

平成28年度に出された「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」は、平成28年度からの導入期、平成31年度からの定着期を経て、今年度から5年間の拡大期に入り、導入期・定着期の取組を県全体に広げ、研究段階から具体化、制度化を進める段階を迎えている。

国の動向や社会情勢などの特別支援教育を取り巻く環境の変化、施策の進捗状況を踏まえながら実施プランの状況確認を行い、今年度内の修正ロードマップ公表を目指すこととしている。



今年度は、①令和2年度（令和3年3月末現在）までの進捗状況の整理と、②導入期・定着期の成果と課題を踏まえた、拡大期における対応の方向性と、拡大期において取り組むべき重点について確認を行っている。

1 各柱単位での主な取組の進捗状況

◇資料3-2 参照

2 拡大期における取組の重点

◇資料3-3 参照

3 今後の進め方について

◇今後の進め方を示したロードマップ（2022年3月版）を公表する。

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期、定着期の進捗確認に係る主な取組の進捗状況について

柱1 社会的・職業的自立の実現

目標

- 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。

目標の達成に向けた考え方

- 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。

主な取組の進捗状況

<社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実>

◇特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。

- ・平成29年度より知肢併置特別支援学校の高等部に社会的・職業的自立を目指した職業コース設置を進め、令和2年度末現在、知肢併置校4校において、職業教育に重点を置いたコースや重度重複生徒の社会的自立をめざすコース等の設置が実現した。

◇高等養護学校3校においては、平成30年度から、それまでの普通科から職業学科「しごと総合科」へ改編し、学年進行により令和2年度に3学年が揃った。

<しがしごと検定を活用した職業教育の推進>

◇生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような“滋賀らしい”技能検定として、平成28年度より「しがしごと検定」を本格実施した。

- ・令和2年度末現在、検定を受検した生徒は延べ1,313名で、このうち約7割が企業就労している。
- ・受検した生徒からは、「お客様への対応や言葉遣いなどで検定で学んだことを就職先で生かしたい」との感想が挙がっている。また、検定においては、種目ごとに協力企業に参画していただいております。協力企業からの企業の視点に即したアドバイスや評価が受検生徒の意欲向上や教員の指導力向上につながっている。
- ・種目数の精選や運営体制の見直しを行った。

<「しがしごと応援団」の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進>

◇障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援する仕組みとして「しがしごと応援団」を平成28年度に創設した。

- ・平成29年度より普及・啓発に努めるとともに、就労アドバイザーによる企業訪問（実習先・就職先の開拓）に併せて、「しがしごと応援団」の登録促進を行い、登録企業は令和2年度末で293社に達した。
- ・特別支援学校においては、各校の担当者が登録企業と連絡を取り、具体的な応援内容について相談し、連携を進めている。

柱2 発達段階に応じた指導の充実

目標

- 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。

主な取組の進捗状況

各発達段階に共通した事項

<指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実>

◇教員や保護者・県民に対して、障害のある子供の理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図るため、指導・啓発資料等を作成し、障害理解を促進するとともに、障害に応じた指導・支援の充実を図っている。

- ・令和2年3月、新学習指導要領の改訂に伴い、本県作成「特別支援教育ガイドブック」のうち、小・中学校特別支援学級・通級指導教室における教育課程編成に関わる内容を取りあげ、一冊のガイドブックにまとめた。

小学校段階・中学校段階

<専門家や関係機関と連携した小中学校における発達障害のある児童生徒への専門的な指導・支援の充実>

◇モデル地域において、専門家の助言から通常の学級での指導・支援の充実について研究を実施した。

- ・学習上のつまずきの発見から支援方法を検討するとともに、アドバイザーの助言から得られた効果的な指導実践事例について蓄積を図った。
- ・研究モデル地域の通常の学級における教科指導の実践を中心にまとめた研究成果物として、平成31年3月に「特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」を、さらに令和3年3月に続編を発行し、通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒に対しての指導や支援に役立てた。
- ・幼小中教育課主催の「読み解く力」向上フォーラムや研修会といった実践的な研修にも参画し、拠点校における取組や読み解く力につまずきのある児童生徒への効果的な指導方法について県下への普及を図った。

高等学校段階

<高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進>

◇平成26年度より個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育推進事業をモデル校を指定し実施、平成30年度よりモデル校において通級による指導を開始した。

- ・平成26年度からの研究では、高等学校に在籍する障害のある生徒の社会的・職業的自立を図るため、自立活動を取り入れた特別な教育課程の編成と基礎学力の定着を図り、得意分野をさらに伸ばす教科指導の充実に関して取り組んだ。
- ・平成30年度、令和元年度に実施の県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会において、モデル校における指導の現状ならびに、特別な支援が必要な生徒への指導・支援のあり方について、情報共有を図った。

柱3 教員の指導力や専門性の向上

目標

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。

目標の達成に向けた考え方

- 特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。

主な取組の進捗状況

<専門家の派遣による指導力の向上>

◇平成29年度から、「個別の指導計画等の作成や活用の支援」や「校内分掌を含む校内支援体制の構築に向けた指導」等の具体的な指導・助言を行う「高等学校特別支援教育巡回指導員」を設置し、年間を通じて継続的に高等学校に派遣することとした。また、必要に応じて、臨床心理士などの専門家を派遣し、指導員の指導がより効果的になるよう、専門的な知見からの助言を行うこととした。

- ・巡回指導員は派遣先校において、個別の指導計画等の作成や特別な教育的支援を必要とする生徒理解に係る事例検討会、特別支援教育に関する研修会、授業改善・授業のユニバーサルデザイン化への取組等について指導・助言を継続的に行っている。
- ・高等学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況（令和2年度）

個別の指導計画	95.4%	（平成28年度比18.7ポイント増）
個別の教育支援計画	83.2%	（平成28年度比44ポイント増）

<学校間連携の推進と担当者の専門性向上>

◇県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター向けの研修は、令和2年度より特別支援教育コーディネーター連絡会を、特別支援教育推進リーダー研修と合わせて実施することとし、高等学校における発達障害等のある生徒の理解や支援、校内体制の工夫や関係機関等との連携など、特別支援教育に関する理解を深め、担当者としての資質向上を図るなど、より実効的な研修を目指し実施することとした。

- ・特別支援教育コーディネーターは、一人ひとりの障害の状態等に応じた専門的支援の内容、学校内の協力体制整備、福祉や労働等の多岐にわたる学校と関係機関とのつなぎ役を果たす役割を担っていることから、総合教育センター、高校教育課、特別支援教育課、障害福祉課の連携により研修を進めている。

◇小中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた研修は、市町において実施されてきていた。児童生徒の学び方の多様性に対応するため、発達障害に関する基礎的な知識を習得したり、支援に携わる関係者をつなぐ役割について学んだりするなど、担当者としての専門性の確保が課題である。

柱4 教育環境の充実

目標

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。

目標の達成に向けた考え方

- 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるように、教育環境の整備とその充実を図る。
- 合理的配慮の提供が適切にできるように、基礎的環境整備を進める。

主な取組の進捗状況

<特別支援学校分教室の設置研究の推進>

◇多様な学びの場の整備に向け平成28年度より草津市でのモデル事業を2年間実施し、平成30年度から2年間は、甲賀市と教育課程を中心とした研究を、また、令和2年度より大津市との教育課程の研究を進めている。

- ・分教室研究では、より重度の障害のある児童生徒が、地域の小中学校の中で、特別支援学校での専門性の高い指導を十分に受けつつ、かつ障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことができる仕組みづくりを目指して進めている。
- ・研究の中では、専門的な教育を受けながら地域での学びを希望する保護者の願いにも対応でき、また、教員同士の学び合いの場にもなり、特別支援教育の推進につながるといったソフト面での効果が挙げられている。教育環境の整備や分教室の在籍者数が増えてきた場合の対応など、さらに検証が必要である。

<小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進>

◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」に関する市町との共同研究を進めてきた。

- ・県内6市の教育委員会と共同研究を行った。
 - 長浜市（平成28年度～令和元年度）
 - 草津市（平成28年度）
 - 甲賀市（平成30年度、令和元年度）
 - 彦根市（令和元年度、令和2年度）
 - 東近江市（令和2年度）
 - 大津市（令和2年度）
- ・副籍校での「学習内容」「教材教具や設備」とそれらに関する合理的配慮、また、持続可能な制度にしていくための取組方法について、実証的な研究を行った。

<地域で学ぶ支援体制強化事業（支援員・看護師）による教育環境の充実>

◇障害のある子どもとない子どもがともに地域で学ぶことを推進するために、学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、1学級に2名以上就学することとなった小中学校、および医療的ケアの必要な児童生徒が就学することとなった小中学校に対し、市町教育委員会が支援員または看護師を配置する場合に、所要経費の一部を補助している。

- ・合理的配慮コーディネーター10人、看護師23人の配置に補助(令和2年度)

柱5 教育における連携（役割分担）の推進

目標

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
- 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

主な取組の進捗状況

<県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化>

◇特別支援教育の視点も含めた学校経営や授業改善について、教育課程研究協議会や市町特別支援教育担当者協議会で周知徹底を進めるとともに、学校訪問において指導助言を行ってきている。

- ・新学習指導要領を踏まえた教育課程編成の理解等、障害に応じた適切な指導や支援が実施されるよう取組を推進した。

<地域との連携・協働>

◇地域学校協働本部、家庭教育支援活動、地域未来塾、放課後子ども教室等、土曜日の教育支援が実施される等、県内多くの小中学校区で、地域と学校の連携・協働体制が構築されてきている。

- ・「地域とともにある学校づくり」「社会に開かれた教育課程」「学校を核とした地域づくり」の実現を目指して研修会等を通じて周知してきた。また、各市町教育委員会、学校、地域がともに体制づくりを進めてきたことで、令和2年度時点で、地域学校協働本部が12市町で実施されるまで拡大し、地域人材を活用した活動が定着してきた。

<福祉との連携>

◇県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会（令和2年度から特別支援教育コーディネーター研修）において、各福祉圏域別の分散会を実施している。

- ・学校の教員、福祉関係機関の職員とともに、お互いの状況を知ることができたとの評価が高く、それ以後も連絡会を実施する圏域もあり、連携に向けた情報交換の場が設定されるようになった。

柱6 適切な就学相談の推進

目標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。

主な取組の進捗状況

<発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究の推進>

◇文部科学省委託事業を活用し、平成28年度から平成30年度まで「発達障害のある子どもへの支援強化事業」を実施してきた。令和元年度からは、県事業により、モデル地域の市町に対してアドバイザーを派遣し、指導力の向上や支援方法について検討を行った。

- ・本県の通常の学級における発達障害等の児童生徒在籍割合が全国に比して高く、また増加しており、小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒への効果的な指導や支援の充実が急務であると捉え、発達障害等による学びにくさからくる「つまずきのポイント」を明らかにし、確かな学力の基礎となる「読み解く力」を育む指導や支援が必要と考えた。そこで、令和元年度からは、「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」として取り組み、モデル地域における発達障害の理解と有効な支援や教科指導研究を推進するとともに、効果的な指導方法の県内への普及を図った。

<就学相談担当者の力量向上>

◇特別支援学校および特別支援学級等への就学相談ならびに通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供などについて、市町特別支援教育主幹課担当者、就学相談員、校内就学相談担当者等を対象とした研修を実施し、就学相談の現状や課題等について理解を深め、適切な就学相談を行うための資質向上を図った。

- ・就学相談に係る全体研修会（5月）・・・就学相談の現状や課題等について理解を深める（県内南北2会場にて各1回開催）
- ・就学相談に係る専門研修会（8月）・・・就学先の情報や具体的な事例等を通して、適切な就学相談のあり方を学ぶ（県庁にて3回開催）

※受講者対象のアンケートでは、就学相談に関わる者として、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導・支援の方法についても、さらに専門的に学びたいという声があった。

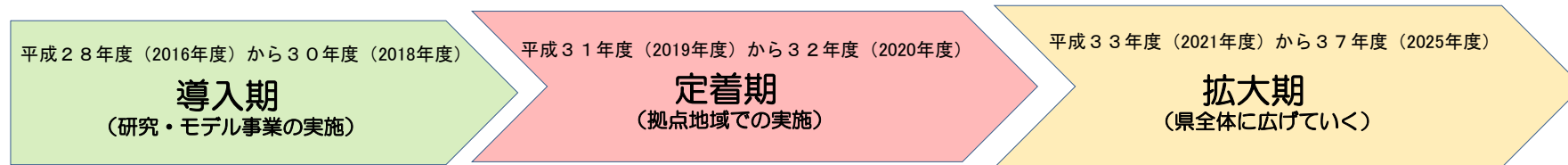
導入期・定着期における課題と拡大期における取組の重点

柱	課題	取組の重点
1 社会的・職業的自立の実現	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、就労後の配置転換や環境の変化による離職者が増えることが考えられる。卒業後の定着状況の把握とともに、新しい生活様式を踏まえた生活や働き方の変化に対応できるよう、学校が地域や産業界、関係機関等と密に連携し職業教育の取組を強化していく必要がある。</p> <p>・職業コース等未設置校においては、コース設置に向けた教育課程検討が必要である。</p> <p>・高等養護学校やコース設置校においては、引き続き教育課程の検証・改善を進める必要がある。</p>	<p>◆就労関係機関との連携による特別支援学校高等部における就労支援の推進</p> <p>◆特別支援学校高等部におけるコース設置校の拡大と、職業学科・コース別教育課程の充実</p>
2 発達段階に応じた指導の充実	<p>・通常の学級における「読むこと」「書くこと」等に著しい困難さがある児童生徒に対して、ICT機器等を効果的に活用した、個に応じた指導・支援についての検討・推進が必要である。</p> <p>・高等学校での特別な教育的支援を受ける必要がある生徒の割合が増加傾向（平成22年度2.16%→令和2年度5.79%）であり、障害等により学びにくさのある生徒が、安全安心に充実した学校生活を送れるよう取り組む必要がある。</p>	<p>◆発達障害等により学びにくさや読み解く力の定着につまずきのある児童生徒への、ICT機器等を効果的に活用した、個に応じた指導・支援の充実</p> <p>◆高等学校における通級による指導の拡大と組織的な取組の充実</p>

柱	課題	取組の重点
3 教員の指導力や専門性の向上	<p>・通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒の増加が続いており、通常の学級における学びにくさのある児童生徒への効果的な指導や支援の充実が急務である。</p>	<p>◆教員の発達障害の特性等に関する理解促進と、個に応じた指導・支援についての専門性向上に向けた効果的な研修・研究の更なる充実</p>
	<p>・作成された個別の指導計画や個別の教育支援計画が、実際の指導や進路先への引き継ぎなどに活かされているか検証が必要である。</p>	<p>◆個別の指導計画や個別の教育支援計画の利活用の促進</p>
4 教育環境の充実	<p>・特別支援学校の教育環境の整備については、児童生徒数の推移や設置基準も踏まえたさらなる検証が必要である。</p>	<p>◆多様化する学びの場の整備に向けた、特別支援学校分教室の設置研究の推進</p>
	<p>・副次的な学籍が、持続可能で、児童生徒、保護者、学校にとって無理のない取組にするための制度のあり方について検証が必要である。</p>	<p>◆副次的な学籍を持続可能な制度にしていくための取組方法についての実証研究の推進</p>
5 教育における連携（役割分担）の推進	<p>・中学校から高等学校への引き継ぎ、高等学校や特別支援学校高等部から進路先への引き継ぎなど、市町と県、また学校と福祉や企業との相互連携をさらに進めていく必要がある。</p>	<p>◆個別の教育支援計画の活用による、切れ目ない支援の充実を図るための各校と家庭や地域、関係機関（福祉）、企業等の連携体制の一層の整備</p>
6 適切な就学相談の推進	<p>・多様なニーズに応える研修の場を設定し、就学相談に関わる者のさらなる資質向上を図る必要がある。</p>	<p>◆就学相談についての見識を深めるとともに、一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導・支援の方法について重きを置いた研修の設定</p>

基本的な考え方

平成30年度は、滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期の最終年度にあたり、国の動向や社会情勢などの特別支援教育を取り巻く環境の変化および施策の進捗状況を踏まえ、平成30年度末を目途に必要な応じて見直しを行い、定着期や拡大期に向けてスムーズな移行を目指すこととした。



平成30年度は、プラン全体や柱の構成、項目、具体の取組、取組目標にまで踏み込んで見直すのではなく、当初に立てられたロードマップの年次計画に沿って進められたか、またその進捗状況をふまえて、定着期に向けて年次計画を修正する必要があるのかどうかに絞って検討した。ただし、項目によっては、必要な応じ、具体の取組や取組目標の表記についても修正した。

第3 計画の目標とロードマップ【2019年3月版】

基本理念	障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。							
取組の方向性	<p>○ 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。</p> <p>＜地域で共に生きていくための力＞</p> <p>① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力</p> <p>② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力</p> <p>○ 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体的手立てを講じる。</p> <p>1 社会的・職業的自立の実現 2 発達段階に応じた指導の充実 3 教員の指導力や専門性の向上 4 教育環境の充実</p> <p>5 教育における連携(役割分担)の推進 6 適切な就学相談の推進</p> <p>○ 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。</p> <p>○ 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。</p>							
柱 1 社会的・職業的自立の実現	<p>目標</p> <p>○ 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。</p> <p>目標の達成に向けた考え方</p> <p>○ 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。</p>							
項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)～H37(2025)
1(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。	小中高一貫したキャリア教育の推進	小中高一貫したキャリア教育の推進					
			小・中・高キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催	小・中・高・特支キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催				→
1(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行う。	児童の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	小学校におけるキャリア教育の充実					
			児童の自己有用感を高めるキャリア教育の推進					→
1(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。	生徒の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	中学校におけるキャリア教育の充実					
			生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)～H37(2025)
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携					
			連携会議の開催					→
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進する。	高等学校における特別支援学校や関係機関と連携した特別な教育的ニーズを有する生徒へのキャリア教育・就労支援の充実	高等学校における関係機関と連携した就労支援					
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及				→
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置					
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に職業コース設置開始	高等養護3校に職業学科「しごと総合科」設置			→
	② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。	高等養護学校の学級定員のあり方についての研究・検討	高等養護学校の学級定員の見直し					
			調査・研究	検討(規則等改正)				→
	③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域のあり方について研究する。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討する。	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直し 単独通学生の拡大	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大					
			調査・研究	制度設計の検討	→	2020年度入学者選考試験より伊吹分教室校区変更運用開始		→
④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。	企業の知見を生かした授業改善による職業教育の充実	職業人育成プログラムの運用と授業改善						
		プログラムの検証、授業改善	授業改善の継続				→	----->
⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。	企業と生徒とのマッチングの促進	企業と生徒とのマッチング促進による就職率向上と離職予防						
		アドバイザーの配置					→	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような「滋賀らしい」技能検定を実施する。	しがしごと検定を活用した職業教育の推進	しがしごと検定を活用した職業教育の推進				
			検定本格実施	→	本格実施の成果と課題の整理・検討、企業への啓発		
	⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。	「しがしごと応援団」の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがしごと応援団」の活用等による雇用の理解啓発促進				
			「しがしごと応援団」の創設	活用と登録企業の拡大	「しがしごと応援団」の運用促進	「しがしごと応援団」の活用促進	
	⑧ 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携				
			就労および進学支援				
	⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置				
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に設置開始	研究成果に基づくコース設置と実践 および検証		

柱 2 発達段階に応じた指導の充実	目標 ○ 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。							
項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)～H37(2025)
2(1) 各発達段階に共通した事項	① 教員や保護者・県民に対して、障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図る。	指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実	資料等を活用した啓発や指導・支援の充実					
		指導・啓発資料等の作成・活用 学習機会の提供					→	
	② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会を設ける。	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進					
		体力の向上の推進					→	
		障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進	障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進					
		スポーツ体験の推進					→	
2(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	① 幼稚園・保育所・認定こども園等における障害のある幼児への適切な支援および保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。	特別支援学校のセンター的機能を活用した幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実	幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実					
		調査・研究	情報提供の推進と支援の充実				→	
	② 幼稚園・保育所・認定こども園等において適切な就学指導や保護者への情報提供が行われるよう、管理職や就学相談担当者等の専門性の向上を図るための研修を実施する。	就学相談担当者の力量の向上	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施					
		専門研修の実施					→	
		③ 全ての幼児が、自己を発揮して、自信を持って行動できるよう、人権の視点を大切にし、互いに認め合える集団づくりを進める。	人権の視点を大切に	人権の視点を大切に互いに認め合える集団づくりの推進				
			互いに認め合える集団づくりの推進	集団づくりの推進				→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
2(3) 小学校段階	① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した小学校における発達障害のある児童への専門的な指導・支援の充実	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施				
			通級指導教室の充実と活用の促進		モデル事業の研究 成果の発信 指導計画(91.9%)・ 支援計画(78.5%)の 利活用		H31:指導計画(100%)
2(4) 中学校段階	② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進				
			集団づくりの推進				
2(4) 中学校段階	① 中学校における対人関係の困難さの改善等、コミュニケーション力に課題のある発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した中学校における発達障害のある生徒への専門的な指導・支援の実施	対人関係の困難さを改善する専門的な指導・支援の実施				
			通級指導教室の充実と活用の促進		モデル事業の研究 成果の発信 指導計画(92.5%)・ 支援計画(75.5%)の 利活用		H31:指導計画(100%)
2(5) 高等学校段階	② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進				
			集団づくりの推進				
2(5) 高等学校段階	① 生徒に充実感や成功体験を味わわせ対人関係の困難さの改善を図るため、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。	高等学校における発達障害のある生徒への指導力の養成	ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施				
			研修講座の開設	特別支援教育コーディネーター連絡会での研修会			
	② 障害のある生徒の卒業後の自立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。	高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進	高等学校における自立活動および授業改善等の研究				
研究校におけるモデル事業の実施(3年次)			モデル事業の成果 検証と普及	通級による指導の 導入、検証と普及			
2(5) 高等学校段階	③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進				
			集団づくりの推進				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
2(6) 特別支援学校各学部段階	① 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実(再掲)	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置				
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に設置開始	研究成果に基づくコース設置と実践 および検証		
	② 生徒の芸術・創造活動の充実・向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。	高文連等関係団体との連携による障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展	障害のある生徒の文化芸術活動の活性化				
			発表会等の実施			各地域で発表会・販売会等の実施	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
柱 3 教員の指導力 や専門性の向上	目標 ○ 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○ 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。						
	目標の達成に向けた考え方 ○ 特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。 ○ 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。 ○ 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。						
3(1) 管理職の マネジメント力の 強化と教職員 対象研修の 実施	① 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。	初任者等の障害および合理的配慮に係る研修充実による実践力の強化	初任者研修・中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修の実施				
			悉皆研修の実施				
	② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、障害および合理的配慮に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図る。	校長等管理職員の障害および合理的配慮に係る研修充実によるマネジメント力の強化	新任校長研修・新任教頭研修等における障害および合理的配慮に係る研修の実施				
			悉皆研修の実施				
	③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。	人権教育研修による教員の資質向上	人権教育研修による教員の資質向上				
			人権教育リーダーの養成				
			人権教育研修による教員の資質向上				
			人権教育実践力の向上				
3(2) 指導力の 向上をめざした 専門家との 連携、学校間 の連携の推進	① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。	専門家の派遣による指導力の向上	指導力向上と組織体制の強化				
			専門家の派遣	高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣。	指導計画(91.6%)・支援計画(87.4%)の利活用		
	学校間連携の推進と担当者の専門性向上		特別支援教育コーディネーター連絡会を拡充し、ブロック別研修を実施				
			・連絡会 ・ブロック別研修				
			→				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
3(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討				
			採用時の特別支援学校教員免許状の必須化等検討	→	H31採用選考試験より必須化		
	③ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	小中高等学校と特別支援学校との人事交流の促進による指導力の向上	校種間人事交流の促進				
			人事交流の拡大				
校種間での研修派遣に関する研究の推進	校種間での研修派遣の研究・検討						
	校種間での研修派遣の研究・検討 特別支援学校派遣研修の実施					→	
3(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。	大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(特別支援学校)	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校)				
			特支学校教員の研修派遣の実施				
	大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)					
		小中学校教員の研修派遣の実施	→				→
② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進める。	特別支援学校教諭免許状取得促進による専門性の向上	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)					
		免許取得の促進(特別支援学校は義務化検討)	免許取得の促進(特別支援学校教諭免許状保有率を平成32年度までに概ね100%になるよう目指す)	→			→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
3(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	③ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用				
		センター研究成果物の改訂および普及	センター研究成果物の普及・活用				→
		特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実				
			センター研修による研修充実				→
3(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実	① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。	授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	教員の専門性向上に向けた効果的な研修・研究の実施				
			課題別研修の実施				→
	滋賀のめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	課題に関する研究の実施					
		課題研究の実施 研究成果の普及				→	
	② 特別支援教育コアリーダー研修の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。	効果的な研修体系の構築と人材育成の推進	特別支援教育に精通した人材の育成				
特別支援教育コアリーダー研修(2年次)の実施			特別支援教育のリーダーを育てる研修 <プロジェクト研究特別支援教育推進リーダー研修>	特別支援教育のリーダーを育てる研修 <プロジェクト研究特別支援教育推進リーダー研修、サテライト研修等>			→
	③ ICT機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の研究				
				モデル校研究	モデル校研究と成果発信		
		特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信				
			センター研究成果物の改訂と情報発信	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信			→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
柱 4 教育環境の充実	目標 ○ 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。						
	目標の達成に向けた考え方 ○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるように、教育環境の整備とその充実を図る。 ○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。						
4(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり	① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の推進	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の実施				
			研究対象市町の決定 共同研究1年次	共同研究2年次	研究成果の検証・普及		
	② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。	特別支援学校分教室の設置研究の推進(小中学校)	小中学校への分教室の設置				
			モデル事業の研究	モデル事業の研究と検証	モデル事業の研究と検証		
		特別支援学校分教室の設置研究の推進(高等学校)	高等学校への分教室設置				
			調査・研究	研究			
③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。	小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進	「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究					
		モデル事業の研究・検討と実施		制度導入準備・検討			→
4(2) 小中学校における充実	① 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援する。 H27～：県1/2 市町1/2	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)の実施				
			H27開始分	→			
	② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28～：国1/3、県1/3、市町1/3	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)の実施				
			H28開始分		→	方向性を検討	→
			H29開始分	→			
			看護師配置補助の実施				→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
4(2) 小中学校における充実	③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。	通級指導教室の配置・充実の促進	きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実				
			通級指導教室の計画的な配置・拡大				
	④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による指導力の向上	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による支援				
通級指導教室の充実による支援				→ 研究成果の普及			→
⑤ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実のための非常勤講師の配置と充実を図る。	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実					
		多人数特別支援学級への非常勤講師配置充実					→
4(3) 高等学校における充実	① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、障害のある生徒への支援の充実を図る。	特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフの配置	県立高等学校への支援スタッフの配置				
			支援スタッフの配置				
	② 障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進める。	高等学校入学者選抜における配慮事項の拡大・充実	高等学校入学者選抜における配慮事項の拡大・充実				
			他府県の情報収集、配慮事項の検討				
③ 発達障害の状況に応じた学びを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門的指導の実施について研究・検討する。	ソーシャルスキルトレーニングなどの専門的指導の実施	発達障害のある生徒へのソーシャルスキルの指導					
		ソーシャルスキルトレーニングの研究・検討		→		→ 普及	→
④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進める。	通級による指導のあり方についての研究・検討	通級による指導のあり方等について研究・検討					
		通級指導のあり方の研究・検討		→	指定校において、通級制度を導入、実施・検証		→
4(4) 特別支援学校における充実	① 学校卒業後の社会的・職業的自立をめざし、職業学科を設置した新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進める。	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討				
			新増設の必要性の研究と検証	検証結果に基づく設置の検討		→	新設高等養護学校設計協議

項目	具体的取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
4(4) 特別支援学校における充実	② 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政区や学校の特色化を踏まえた通学区の柔軟化等について研究・検討を進める。	特別支援学校の再編整備の必要性の研究・検討	特別支援学校の再編整備の検討				
			再編整備の必要性の研究と検証	検証結果に基づく整備の検討			
	③ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実(再掲)	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置(再掲)				
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知肢併置校に職業コース設置開始	高等養護3校に職業学科「しごと総合科」設置		
	④ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等)の活用を促進する。	専門人材の活用促進	専門人材の活用促進				
活用方法の検討			活用の促進	活用できる専門人材について検討			→
⑤ 特別支援学校のセンター的機能を充実させた(仮称)地域支援センターの設置を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化する。	特別支援学校のセンター的機能の充実による小中高等学校等への支援の強化	特別支援学校のセンター的機能の充実					
		(仮称)地域支援センターの必要性の研究と検証	検証結果に基づく支援の実施	→	特別支援学校のセンター的機能のあり方について検討		→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
柱 5 教育における連携(役割分担)の推進	目標 ○ インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。 ○ 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。						
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。 ○ 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。 ○ 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。						
5(1) 県と市町との連携	① 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるとともに、全ての学校における推進体制を強化する。	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化				
	② 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進める。	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備の推進(県)	県による特別支援教育体制の整備・充実				
	③ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進める。	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発の促進(市町)	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発促進(市町)				
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	① 学校とPTAとの連携・協力のもと、日常生活場面における子どもの自信と見通しを育て、発達段階に応じた自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図る。	家庭の教育力向上(家庭との連携促進)	家庭との連携				
	② 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進する。	地域との連携・協働	地域との連携・協働				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)～H37(2025)
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図る。	・保健・医療との連携	保健・医療との連携					
			障害の重い子どもへの適切な支援と障害のある子への早期支援					→
	④ 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進める。	福祉との連携の促進	福祉との連携					
			障害のある子の早期発見と適切な支援					→
	⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進める。	労働との連携の促進	労働との連携					
			ハローワークや働き・暮らし応援センター等の在学中からの活用					→
	⑥ 企業や経済団体との連携のもと、「しがごと応援団」の創設等を通じて、企業の知見を生かした授業改善の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育を充実させる。	企業や経済団体との連携の促進	企業や経済団体との連携					
			「しがごと応援団」の創設による企業等との連携					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)～H37(2025)
柱 6 適切な就学相談の推進	目標 ○ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○ 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。 ○ 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。 ○ 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。							
6(1)県教育支援委員会の設置と充実	① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会の設置により、早期段階から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を構築する。 ② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な選択や「合理的配慮」の提供に向けた指導や助言ができる体制整備を進める。	県教育支援委員会の設置と機能の拡充 適切な就学先決定と「合理的配慮」提供への指導・助言	県教育支援委員会の設置・運営					
			県教育支援委員会の設置(条例改正)	→	滋賀県特別支援教育支援委員会設置・運営			→
6(2)適切な就学相談システムの構築	① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。 ② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。	適切な就学指導のための統一的な指標等の作成とその活用 発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	統一的指標等の作成とその活用					
			「知的障害」版の活用および検証					→
		文部科学省委託事業を活用し、「発達障害のある子どもへの支援強化事業」の実施	事業の継続および成果の普及とチェックシートの活用					→
			幼稚園・保育所・認定こども園等への支援					
		特別支援学校センター的機能による幼稚園・保育所・認定こども園等への支援の強化	幼稚園・保育所・認定こども園等への支援の活用促進				→	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
6(2) 適切な就学相談システムの構築	③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。	就学相談担当者の力量向上(再掲)	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施				
			専門研修の実施				
6(2) 適切な就学相談システムの構築	④ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町への支援の充実を図る。	指導主事や関係機関、専門家等で構成するサポートチームによる市町への支援の研究・検討を実施	サポートチームによる市町支援の研究・検討				
			・指導主事派遣 ・サポートチームによる市町支援の研究・検討	・指導主事派遣 ・研究・検討結果に基づく市町支援の実施			
6(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	① 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。	関係機関との連携や専門家の活用による相談・支援機能の充実に向けた研究・検討	専門家等の活用による相談・支援機能の充実				
			相談事例の分析、専門家活用の研究・検討	研究・検討結果に基づく相談・支援の実施			
6(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	② 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもへの適切な支援につながるよう機能の充実を図る。	発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能を充実	相談対象を本人、保護者、教職員等とした発達障害等の子どもへの適切な支援				
			発達障害の子どもへの相談体制の充実				